

福島県の農地管理

(平成30年分農地の権利移動・借賃等調査結果)

福島県
(令和3年3月)

目 次

利用にあたって

- 1 農地の権利移動・借賃等調査について 1
- 2 用語の定義等 2

調査結果の概要

- I 耕作目的の権利の設定・移転 6
- II 貸借の終了 12
- III 農地等の転用 14

資 料 編

- 農地権利移動・借賃等調査集計表（市町村別） 17
 - (1) 農地法第3条による農地の権利移動の許可 17
 - (2) 農業経営基盤強化促進法による農地の権利移動 26
 - (3) 農地中間管理事業法による農地の権利移動 29
 - (4) 貸借の終了 32
 - (5) 農地等の転用 44

そ の 他

- 1 農業振興地域の整備促進 55
- 2 農業振興地域整備計画 64
- 3 県土地利用基本計画五地域区分別面積 74
- 4 市町村国土利用計画の策定及び改定状況 76
- 5 自作農財産の適正管理 77
- 6 農事紛争の処理に関する事務 82
- 7 農地法施行状況等調査 84
- 8 農地所有適格法人の活動状況等調査 86

農地の権利移動の状況

「平成30年分農地の権利移動・借賃等調査」の結果から

～ 利用にあたって～

1 農地の権利移動・借賃等調査について

(1) 趣旨

借賃、権利移動の動向等農地に関する情報について多くの方々が無効に活用できるよう、農地法第52条により農業委員会は「農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする」とされている。

(2) 実施主体

この調査は農地法第52条に基づき農業委員会が実施し、各農業委員会から県が調査結果の提供を受けた。

(3) 調査の対象

ア 農地法第3条の規定による許可及び農業経営基盤強化促進法（以下「基盤強化法」という。）第19条に規定する農用地利用集積計画の公告、及び農地中間管理事業法に係る農地等の権利移動の状況

〔主な調査項目〕

権利の種類、土地利用計画の区域区分別・地目別面積、土地の状況、貸借期間、権利の設定移転を受ける者の状況、権利の設定移転をする者の状況

イ 農地法第18条の規定による許可・通知に関する農地の賃貸借の終了及び農用地利用集積計画の公告に関する利用権の終了の状況

〔主な調査項目〕

権利の種類、土地利用計画の区域区分別・地目別面積、返還を受ける者の状況、返還する者の状況、農地法第18条の規定による許可申請・通知の内容、利用権の再設定の状況

ウ 農地法第4条、第5条の規定による許可、届出及び協議に関する農地等の転用及び農地法第4条、第5条の規定による許可、届出及び協議を要しない農地等の転用（農用地利用集積計画の公告に係るものを含む。）

〔主な調査項目〕

権利の種類、土地利用計画の区域区分別・地目別面積、転用許可基準における第1種農地、第2種農地、第3種農地別の転用状況

(4) 調査の方法

調査は農地法に基づく許可申請、届出、協議あるいは基盤強化法に基づく農用地利用集積計画等の関係書類をもとに、農業委員会その他関係機関の協力を得て、農地権利移動・借賃等調査システムに入力する方法により実施した。

(5) 調査の期間及び時点

ア 調査は、平成30年1月1日～平成30年12月31日の1年間（暦年）を対象として行った。

イ 農地法に基づく許可・届出・協議・通知による農地移動等の調査時点は、原則としてその農地移動に関する処分（許可または不許可）または受理、回答が行われた時点とする。

したがって、仮に平成30年12月に許可申請がなされたものでも、その処分が平成31年1月以降となった場合は、平成31年の移動扱いとなり、その情報は本資料には反映されていない。

ウ 農用地利用集積計画に係る農地移動等の調査時点は、原則として農用地等の権利移動に関しては集積計画の公告が行われた時点とし、農地の利用権の終了に関してはその権利の終了の時点とする。なお、利用権存続期間前に合意解約した場合は、農業委員会が合意解約した旨の通知を受理した時点とする。

エ 農地法第4条、第5条の許可・届出・協議以外の農地転用に関する調査時点は、実態把握の便宜等を考えて権利の設定又は移転の時点とする。

2 用語の定義等

(1) 件数

農地法に基づく許可の場合は、許可件数である。

また、処理件数とは許可件数と不許可（却下を含む。）件数を合計したものであり、当事者の人数や土地の筆数とは必ずしも一致しない。

農用地利用集積計画の場合の件数は、1つの集積計画の中で相対応する当事者ごとの利用権設定の件数としている。

ただし、同一の集積計画の中で同じ当事者の間で権利の設定等がなされていても、権利の形態が異なる場合や利用権の存続期間が異なるなどの場合は、調査の性格上それぞれを区分し、2以上の件数として計上している。

(2) 面積

農地法に基づく処理の場合には、許可、通知、届出及び協議がなされた土地の面積の合計であり、原則として土地登記簿の地積である（農地法第56条）。

ただし、農地法第4条、第5条該当（許可、届出及び協議）以外の農地転用の面積については、統一的な基準でとらえることは困難であるが、農地法による場合に準ずるものとする。

農用地利用集積計画による場合は公告された面積であり、原則として土地登記簿の地積である。

(3) 農地・採草放牧地・農用地・混牧林地・開発農用地

農地法は、農地と採草放牧地を規制の対象としている。

農地法で定義する農地とは、「耕作の目的に供される土地」、採草放牧地とは、「農地以外の土地で主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの」とされている。（農地法第2条）

なお、基盤強化法では、農地法上の農地と採草放牧地を併せて「農用地」と定義している。

（※「農用地」とは、農地又は農地以外の土地で主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地をいう。（基盤強化法第4条第1項第1号））

また、基盤強化法に基づく利用権設定等促進事業（同法第4条第4項第1号）では、「木材の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地」を事業の対象にしているが、これらの土地をここでは便宜上「混牧林地」と称する。

同様にこの事業では「開発して農用地又は農業用施設の用に供される土地」も事業の対象にしているが、ここでは、この土地を「開発農用地」と称する。

(4) 所有権耕作地と所有権以外耕作地

所有権耕作地とは、耕作の事業を行う者が所有権に基づいてその事業に供している農地をいい、所有権以外耕作地とは、耕作の事業を行う者が所有権以外の権原に基づいてその事業に供している農地をいう。

なお、基盤強化法に基づく利用権の設定、終了、所有権移転における場合の区別も上記の農地法の定義に準ずることとする。

(5) 農地法による権利移動

ア 所有権耕作地の有償所有権移転

所有権耕作地を売買等により、所有権を移転するものがこれに当たる。

所有権耕作地相互の交換、借金との相殺、所有する農地の出資など、たとえ現金の授受がなくとも、なんらかの形での対価、代償があるものはすべて有償所有権移転に当たる。

イ 所有権耕作地の無償所有権移転

所有権耕作地を反対給付なしに所有権を移転することをいう。

生前贈与、分家などへの親族間の贈与のほか、純粋な寄付も含む。

ウ 所有権以外耕作地の所有権移転

所有権以外耕作地を賃借人等に所有権を移転することをいう。

エ 賃借権の設定

当事者の一方（賃貸人）が相手方（賃借人）に対して、所有する農地を使用収益させることの対価として、借人が賃料を支払う形態の契約をいう。

オ 使用貸借による権利の設定

所有する農地を他に無償で使用収益させるもの。

賃貸借では賃借料の授受があるが、使用貸借はこれがない。

カ 賃借権の移転、使用貸借による権利の移転

借人が賃借権や使用貸借による権利を譲渡するなどして、他の者に移転させることをいう。したがってこの場合、移転の前後とも所有権以外耕作地であることには変わりない。

キ 農協への経営委託に伴う権利の設定・移転

昭和45年10月の農地法の改正により、従来禁止されていた農協による農地の権利取得が組合員等からの経営の委託に伴う取得である場合には許可できることとなった。

この権利には、使用貸借による権利のほか、無名契約による使用収益権が含まれるが、上記の各種権利の設定、移転との重複を避けた上、すべてを一括してこの項目で調査することとしている。

ク 法第3条第2項第5号該当

農地等に関する権利を取得しようとする者が、取得後において耕作等の事業に供することとなる土地が下限面積（通常50a）未満のものをいう。

ケ 農地賃貸借の解約等

法第18条は、その第2項において、解約等の許可ができることを定めている。

また、合意解約や10年以上の定期賃貸借の期間満了に伴う解約、水田裏作のための一時賃貸借の解約等については許可を必要としないが、農業委員会への通知が義務づけられているので、この調査ではこの通知事案と許可事案とをそれぞれ別に把握している。

(6) 農業経営基盤強化促進法による権利移動

ア 利用権の設定

基盤強化法において利用権とは、「農業上の利用を目的とする賃借権若しくは使用貸借による権利又は農業経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利」（基盤強化法第4条第4項第1号）とされており、その権利の内容は、農地法の「賃借権」、「使用貸借による権利」及び「農協が農業経営の委託を受けることにより取得する権利」に相当する。

イ 利用権の移転

利用権の移転は、農地法に基づく賃借権の移転、使用貸借による権利の移転等と同義のものである。

ウ 所有権の移転

所有権の移転は「所有権耕作地有償移転」と「所有権以外耕作地移転」に大別できるが、その権利の内容は、農地法による権利の移動と同様である。

エ 利用権の終了

利用権の終了に際しては、それが賃借権であっても農地法第17条の賃貸借の法定更新は適用されないため、同法第18条の制限も受けない。

この利用権の終了に関しては、事務手続上は把握できないため、農業委員会等において本調査の目的に沿って独自に調査することとしている。

なお、利用権を中途解約したものはこれには含まれず、農地法による賃貸借の解約等の案件として把握している。

オ 利用権の再設定

利用権が終了した農地について、引き続き利用権（再設定の前後の権利の種類が違う場合も含む。）が設定されるものである。

なお、「再設定した」とは、終了と同一年の間に再設定したものが該当し、利用権が終了してもその年には再設定されず、その翌年に再設定されたもの、または再設定されることが明らかなものは「再設定する予定」として区分している。

カ 農業用施設用地への転用

基盤強化法に基づく利用権設定等促進事業においては、「農業用施設用地」に限定して農用地の転用のための権利の設定・移転を行うことを認めている。（この場合、農地法第5条の手続きは不要）

ただし、権利の設定、移転を伴わない転用行為については農地法第4条の手続きが必

要となる。

なお、混牧林地、開発農用地の権利移動については農地法上は規制の対象とならないが、農用地利用集積事業では事業の対象とされている。

(7) 農地中間管理事業法による権利移動

いずれも、農業経営基盤強化促進法に準じている。

(8) その他

ア 経営農地面積規模

経営農地面積規模別の数値はすべて権利移動前、つまり経営農地の面積規模が拡大あるいは縮小する以前のものである。

イ 土地利用計画の区域区分

この調査では区域区分として、「市街化区域」、「農用地区域」、「その他」の3つの区分を用いており、これらは処理時点における該当区域による。

注 意

- ① 表中「-」又は「0」は該当なし、「0.0」は単位未満（1,000㎡未満）であることを示す。
- ② 面積は平方メートル（㎡）単位で調査し、ヘクタール（ha）単位で集計しているため、合計と内訳の積み上げとが一致しない場合がある
- ③ 数値は農林水産省が確定する前のものであり、暫定値である。

～ 調査結果の概要 ～

I 耕作目的の権利の設定・移転

耕作目的で農地を売買又は賃貸する場合には、大きく分けて農地法第3条の許可、農業経営基盤強化促進法または農地中間管理事業法により権利の設定・移転を行う方法とがある。

権利の設定・移転の形態は、所有権移転は農地法第3条に基づく割合が高いが、それ以外は農業経営基盤強化促進法による割合が高い。<表1><グラフ1>

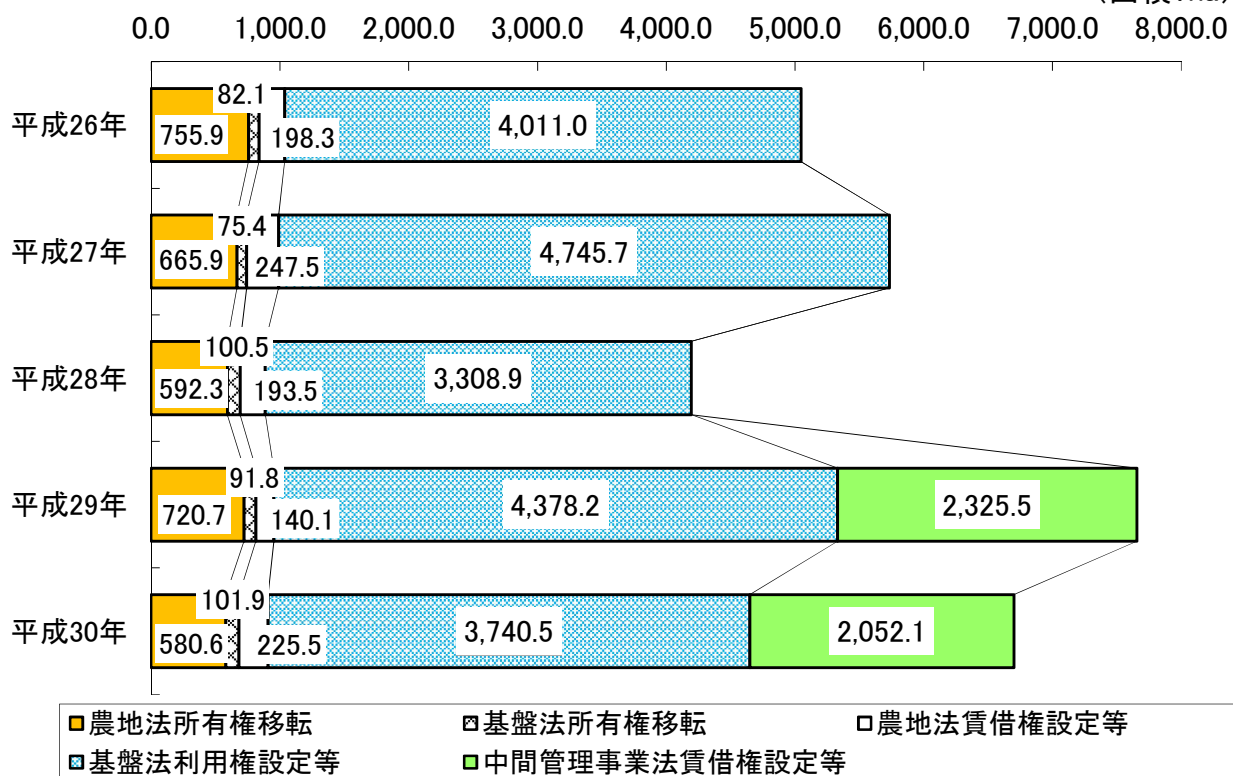
〈表1〉農地の権利移動面積の推移

(単位: ha)

	農地法第3条			農業経営基盤強化促進法			農地中間管理事業法		合計
	所有権 移転	賃借権の設定等		所有権 移転	利用権設定等		賃借権の設定等		
		賃借権	使用貸借権		賃借権	使用貸借権	賃借権	使用貸借権	
平成26年	755.9	56.2	142.1	82.1	3,853.2	157.8			5,047.3
平成27年	665.9	107.8	139.7	75.4	4,470.9	274.8			5,734.5
平成28年	592.3	48.9	144.6	100.5	2,981.7	327.2			4,195.1
平成29年	720.7	50.3	89.8	91.8	4,039.5	338.7	2,241.1	84.5	7,656.3
平成30年	580.6	75.8	149.7	101.9	2,982.4	758.1	1,915.7	136.4	6,700.6
構成比(%)	8.7%	1.1%	2.2%	1.5%	44.5%	11.3%	28.6%	2.0%	100.0%

〈グラフ1〉農地の権利移動面積の推移

(面積: ha)



〈表2〉農地法第3条による権利移動の許可の推移

ア 件 数

(単位：件・%)

権利形態		年次	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	前年比	構成比
合 計			2,080	2,313	2,032	2,170	2,007	92.5%	100.0%
合計（その他を除く）			2,077	2,309	2,022	2,165	1,999	92.3%	
所有権 移 転	所有権	有償	1,045	1,113	1,056	1,190	1,115	93.7%	55.6%
		無償	670	711	693	700	602	86.0%	30.0%
	所有権以外		23	6	0	2	1	50.0%	0.0%
	計		1,738	1,830	1,749	1,892	1,718	90.8%	85.6%
賃 借 権	設 定		195	316	136	147	149	101.4%	7.4%
	移 転		1	0	1	0	0	-	0.0%
	計		196	316	137	147	149	101.4%	7.4%
使用 よる 賃 借 権 に よ る	設 定		142	163	133	124	132	106.5%	6.6%
	移 転		1	0	3	2	0	-	0.0%
	計		143	163	136	126	132	104.8%	6.6%
そ の 他			3	4	10	5	8	160.0%	0.4%

イ 面 積

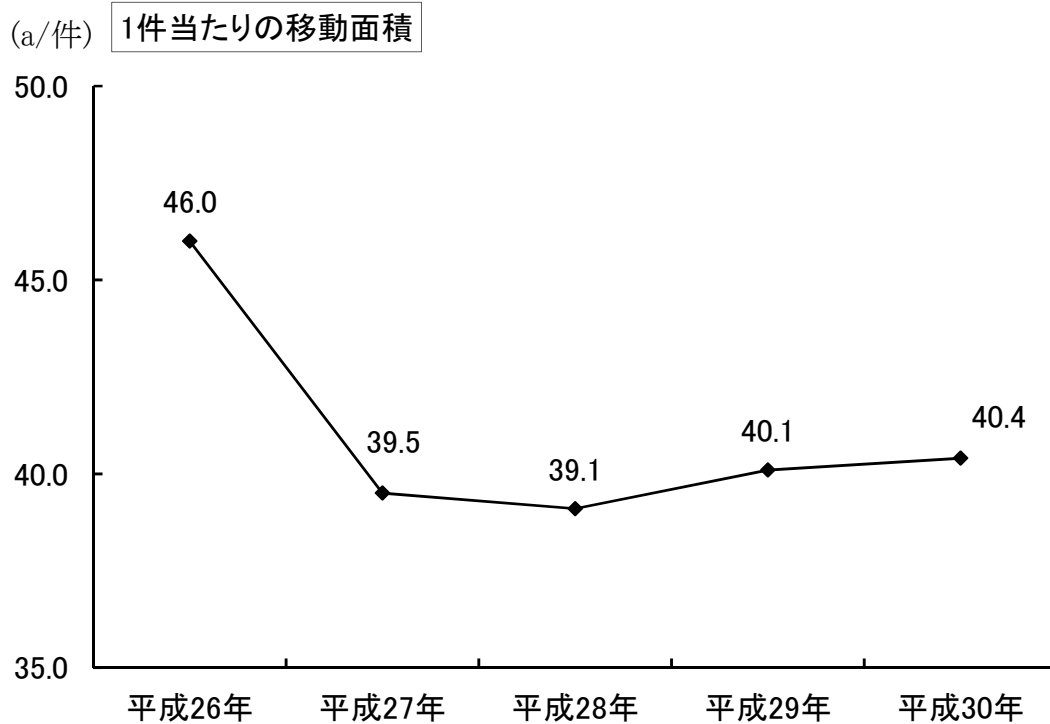
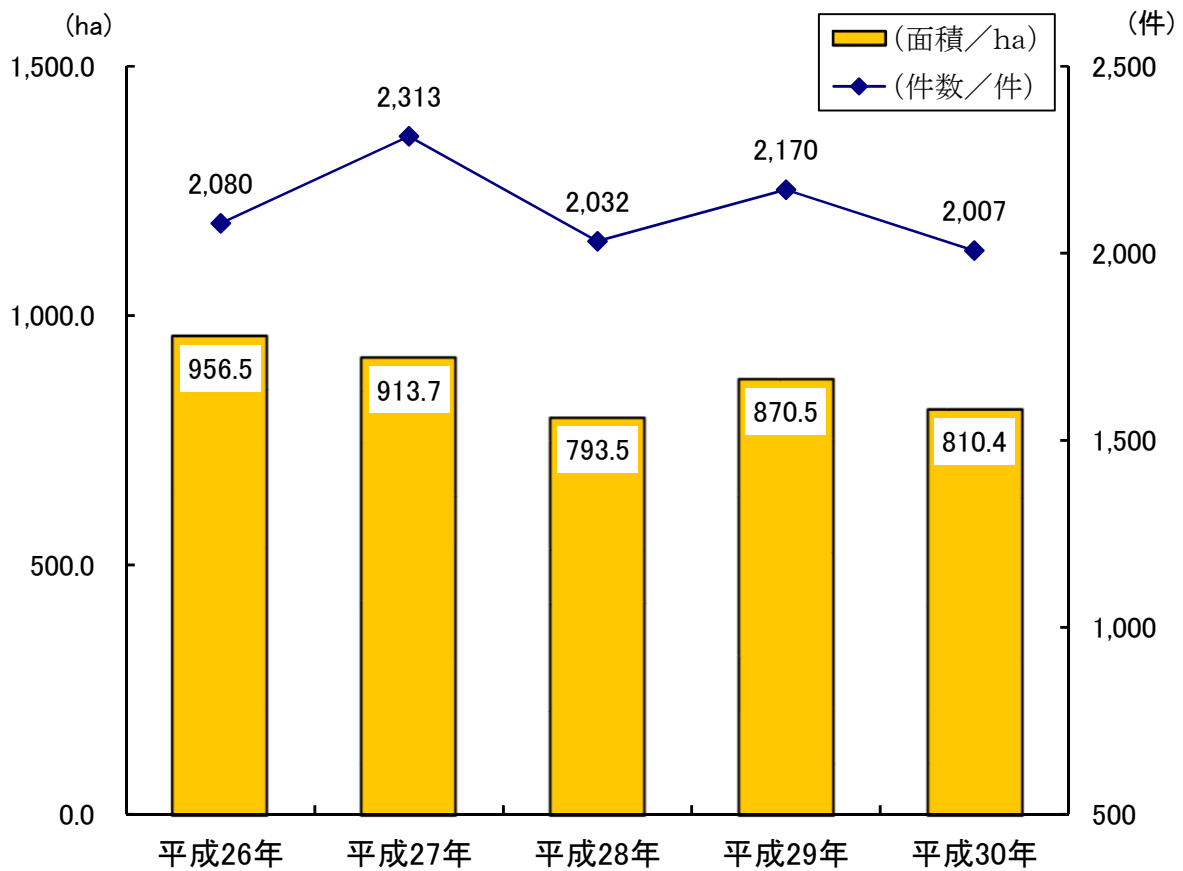
(単位：ha・%)

権利形態		年次	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	前年比	構成比
合 計			956.5	913.7	793.5	870.5	810.4	93.1%	100.0%
合計（その他を除く）			955.9	913.4	787.4	863.7	806.2	93.4%	
所有権 移 転	所有権	有償	198.4	226.1	206.7	258.5	285.5	110.4%	35.2%
		無償	550.1	438.0	385.5	462.0	295.1	63.9%	36.4%
	所有権以外(*)		7.4	1.9	0.0	0.1	0.2	140.7%	0.0%
	計		755.9	665.9	592.3	720.7	580.8	80.6%	71.7%
賃 借 権	設 定		56.2	107.8	48.9	50.3	75.8	150.7%	9.4%
	移 転(*)		0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	-	0.0%
	計		56.2	107.8	49.1	50.3	75.8	150.7%	9.4%
使用 よる 賃 借 権 に よ る	設 定		142.1	139.7	144.6	89.8	149.7	166.6%	18.5%
	移 転(*)		1.7	0.0	1.4	2.9	0.0	-	0.0%
	計		143.8	139.7	146.0	92.7	149.7	161.5%	18.5%
そ の 他(*)			0.6	0.3	6.2	6.9	4.1	59.8%	0.5%
1件当たりの面積 (a)			46.0	39.5	39.1	40.1	40.4	100.7%	

(注1) 「その他」には、地上権、永小作権、質権の設定・移転、農協への経営委託等が含まれる。

(注2) P6の〈表1〉には(*)を含まない。

〈グラフ2〉 農地法第3条による権利移動の件数・面積の推移



〈表3〉 農業経営基盤強化促進法による権利移動の推移 (採草放牧地を含む)

ア 件数

(単位：件・%)

権利形態		年次	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	前年比	構成比
合計			6,733	8,122	6,050	7,546	6,989	92.6%	100.0%
所有権 移転	所有権	有償	193	193	215	206	237	115.0%	3.4%
		無償	1	2	1	2	3	150.0%	0.0%
	所有権以外		10	0	2	0	0	-	0.0%
	計		204	195	218	208	240	115.4%	3.4%
賃借権	設定	6,102	7,190	5,131	6,601	5,294	80.2%	75.7%	
	移転	13	6	8	1	2	200.0%	0.0%	
	計	6,115	7,196	5,139	6,602	5,296	80.2%	75.8%	
使用貸借による権利	設定	413	730	693	736	1,451	197.1%	20.8%	
	移転	1	1	0	0	2	-	0.0%	
	計	414	731	693	736	1,453	197.4%	20.8%	
経営受委託			0	0	0	0	-	0.0%	

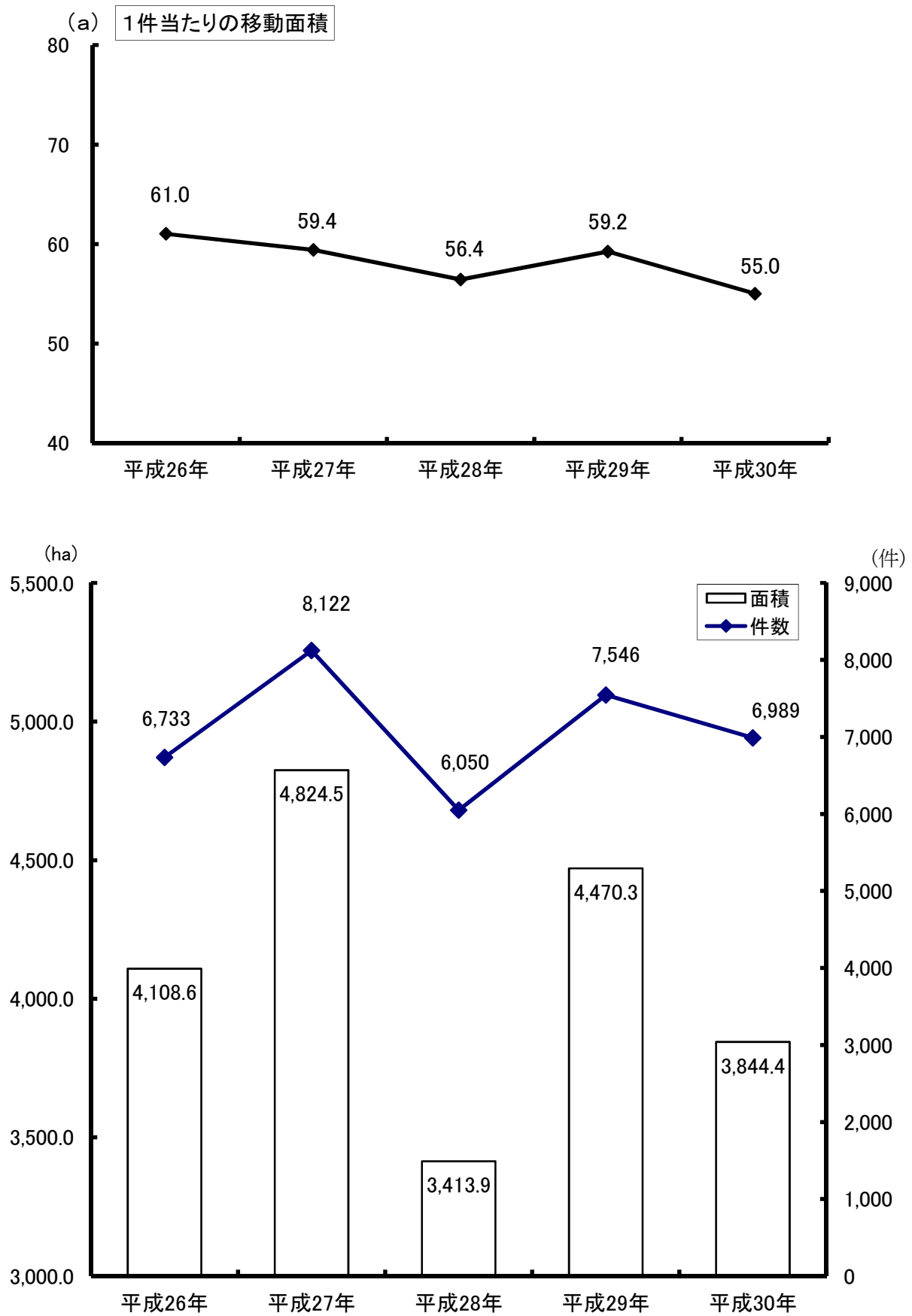
イ 面積

(単位：ha・%)

権利形態		年次	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	前年比	構成比
合計			4,108.6	4,824.5	3,413.9	4,470.3	3,844.4	86.0%	100.0%
所有権 移転	所有権	有償	78.5	73.0	99.8	91.6	101.8	111.1%	2.6%
		無償	0.9	2.4	0.1	0.2	0.1	84.7%	0.0%
	所有権以外(*)		2.7	0.0	0.5	0.0	0.0	-	0.0%
	計		82.1	75.4	100.5	91.8	101.9	111.1%	2.7%
賃借権	設定	3,853.2	4,470.9	2,981.7	4,039.5	2,982.4	73.8%	77.6%	
	移転(*)	14.8	3.2	4.6	0.3	0.3	100.6%	0.0%	
	計	3,868.0	4,474.0	2,986.2	4,039.8	2,982.7	73.8%	77.6%	
使用貸借による権利	設定	157.8	274.8	327.2	338.7	758.1	223.8%	19.7%	
	移転(*)	0.7	0.2	0.0	0.0	1.7	-	0.0%	
	計	158.5	275.0	327.2	338.7	759.8	224.3%	19.8%	
経営受委託(*)			0.0	0.0	0.0	0.0	-	0.0%	
1件当たりの面積(a)			61.0	59.4	56.4	59.2	55.0	92.9%	

(注) P6の〈表1〉には(*)を含まない。

〈グラフ3〉 農業経営基盤強化促進法による権利移動の件数・面積の推移



〈表4〉 農地中間管理事業法による権利移動の推移（採草放牧地を含む）

ア 件 数

（単位：件・％）

権利形態		年次	平成30年	構成比
		計		
合 計			1,102	100.0%
賃借権	設 定		971	88.1%
	移 転		0	0.0%
	計		971	88.1%
使用 による 賃借に よる 権利	設 定		131	11.9%
	移 転		0	0.0%
	計		131	11.9%

イ 面 積

（単位：ha・％）

権利形態		年次	平成30年	構成比
		計		
合 計			2,052.1	100.0%
賃借権	設 定		1,915.7	93.4%
	移 転		0.0	0.0%
	計		1,915.7	93.4%
使用 による 賃借に よる 権利	設 定		136.4	6.6%
	移 転		0.0	0.0%
	計		136.4	6.6%
1件当たりの面積（a）			186.2	

Ⅱ 貸借の終了

1 農地法第18条による賃貸借の解約等

農地法第18条による賃貸借の解約等のうち、賃貸人、賃借人とも個人によるものが一番多い。

割合をみると、賃貸人では個人が件数で89.0%、面積で67.0%を占め、賃借人では個人が件数で68.1%、面積で47.5%を占めている。〈表6〉

2 農業経営基盤強化促進法による利用権の終了

平成30年中に終了した利用権は、賃借権が2,740件、1,841.0ha、使用貸借による権利が168件、55.7haである。〈表7〉

3 農地中間管理事業法による貸借の終了

平成30年中に終了した貸借は、賃借権が168件、252.3ha、使用貸借による権利が1件、1.6haである。〈表8〉

〈表5〉 農地法第18条の許可・通知の推移

(単位 : 件、ha)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	前年比%
件数	999	2,684	1,251	1,439	1,273	88.5%
面積	513.0	1,853.0	617.8	849.0	1,060.2	124.9%

〈表6〉農地法第18条による賃貸借の解約等の状況

(賃貸人の種類別)

(単位：件、ha)

区分	個人	農地所有適格法人	農地中間管理機構	農地利用集積円滑化団体	その他の法人	計
件数	1,133	1	93	45	1	1,273
面積	710.6	1.1	317.2	30.1	1.2	1,060.2

(賃借人の種類別)

(単位：件、ha)

区分	個人	農地所有適格法人	農地中間管理機構	農地利用集積円滑化団体	その他の法人	計
件数	867	74	262	58	12.0	1,273
面積	503.6	230.2	289.7	30.3	6.4	1,060.2

〈表7〉農業経営基盤強化促進法による利用権の終了の状況

(単位：件・ha)

権利の種類	年	件数	面積
賃借権	平成28年	1,791	981.9
	平成29年	2,556	1,695.1
	平成30年	2,740	1,841.0
使用貸借による権利	平成28年	113	42.2
	平成29年	123	62.6
	平成30年	168	55.7
農業経営の委託による権利	平成28年	-	-
	平成29年	-	-
	平成30年	-	-
計	平成28年	1,904	1,024.1
	平成29年	2,679	1,757.7
	平成30年	2,908	1,896.8

〈表8〉農地中間管理事業法による貸借の終了の状況

(単位：件・ha)

権利の種類	年	件数	面積
賃借権	平成30年	168	252.3
使用貸借による権利	平成30年	1	1.6
計	平成30年	169	253.9

Ⅲ 農地等の転用

1 農地法第4条、第5条の許可・届出による農地等の転用（知事許可）

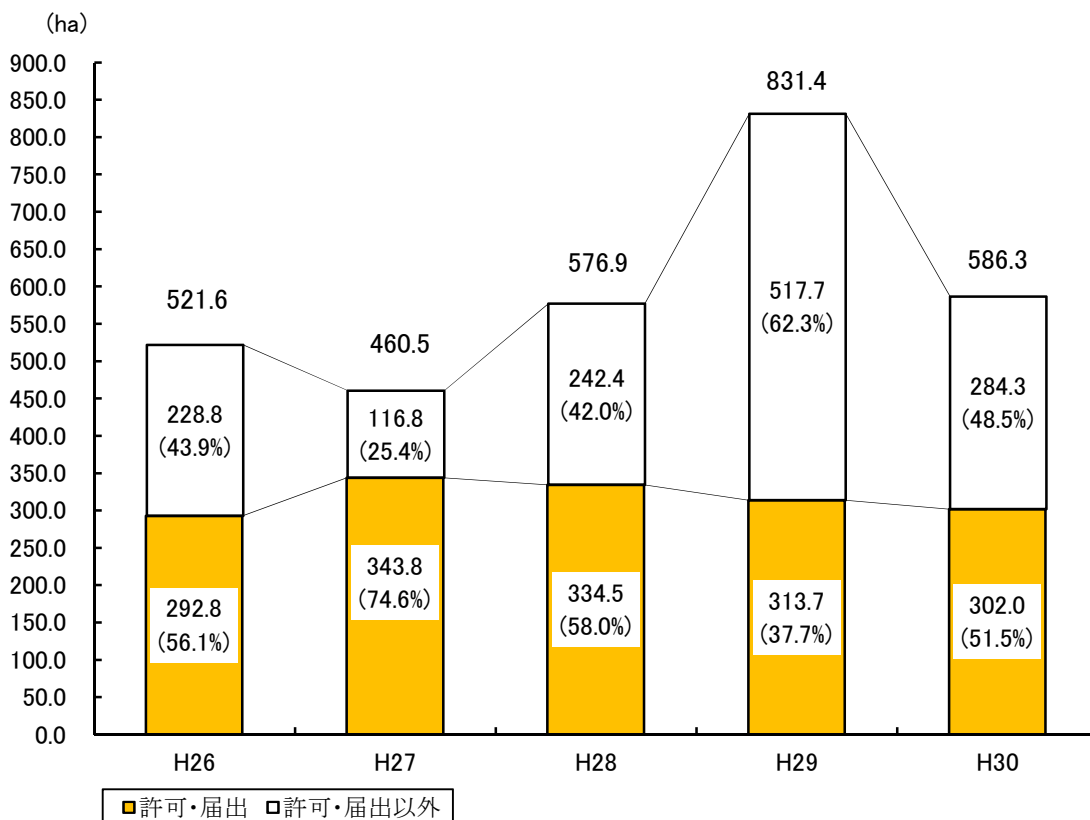
農地法第4条、第5条の許可・届出による農地等の転用は、3,218件、302.0ha（前年3,464件、313.7ha）と前年比件数で92.9%、面積で96.3%であった。

用途別にみると、駐車場・資材置場などの「その他の業務用地」が151.5haと全体の50.2%を占めている。（表9）

2 農地法第4条、第5条の許可・届出以外の農地等の転用

農地法第4条、第5条該当以外の転用面積は、284.3haで、前年より233.4ha減少している。用途別にみると、非農地証明などの「植林」が全体の48.9%を占めている。（表10）

〈グラフ4〉 農地等転用面積の推移



〈表9〉農地法第4条、第5条の知事許可及び届出の用途別

(単位：件・ha)

区 分		平成30年					
		件 数	前年比	構成比	面 積	前年比	構成比
住宅用地	農家住宅	130	77.8%	4.0%	5.3	69.7%	1.7%
	一般個人住宅	1,166	93.4%	36.2%	48.8	99.5%	16.2%
	集合住宅 ・その他	399	74.9%	12.4%	42.7	77.5%	14.2%
	小 計	1,695	87.0%	52.7%	96.8	86.6%	32.1%
工 鉱 業 用 地		50	312.5%	1.6%	25.3	512.4%	8.4%
公 的 施 設 用 地		53	126.2%	1.6%	7.2	74.2%	2.4%
商 業 サ ー ビ ス 等 用 地		158	128.5%	4.9%	19.1	85.0%	6.3%
そ の 他 の 業 務 用 地		1,256	95.7%	39.0%	151.5	94.3%	50.2%
植 林		6	27.3%	0.2%	2.0	49.2%	0.7%
そ の 他		0	0.0%	0.0%	0.0	0.0%	0.0%
合 計		3,218	92.9%	100.0%	302.0	96.3%	100.0%

区 分		平成30年のうち許可				平成30年のうち届出			
		件 数	前年比	面 積	前年比	件 数	前年比	面 積	前年比
住宅用地	農家住宅	122	81.9%	5.1	72.3%	8	44.4%	0.2	33.9%
	一般個人住宅	561	94.4%	25.0	111.5%	605	92.4%	23.8	89.5%
	集合住宅 ・その他	119	64.7%	21.2	84.5%	280	80.2%	21.6	71.6%
	小 計	802	86.5%	51.3	94.0%	893	87.4%	45.6	79.6%
工 鉱 業 用 地		45	346.2%	24.6	523.7%	5	166.7%	0.7	293.4%
公 的 施 設 用 地		30	115.4%	6.9	84.9%	23	143.8%	0.4	22.4%
商 業 サ ー ビ ス 等 用 地		95	117.3%	12.2	71.6%	63	150.0%	6.9	126.6%
そ の 他 の 業 務 用 地		929	95.8%	126.2	91.9%	327	95.6%	25.4	108.5%
植 林		6	27.3%	2.0	49.2%	0	0.0%	0.0	0.0%
そ の 他		0	0.0%	0.0	0.0%	0	0.0%	0.0	0.0%
合 計		1,907	93.5%	223.1	98.8%	1,311	92.0%	78.9	89.7%

〈表 10〉 農地法第 4 条、第 5 条の許可・届出以外の転用面積の推移(用途別)

(単位 : ha)

区 分	住宅用地	工 鉱 業 用 地	学 校 等 公 的 施 設 用 地	公 園 ・ 運 動 場 用 地	道 水 路 ・ 鉄 道 用 地	そ の 他 の 業 務 用 地	植 林	そ の 他 不 明 等	合 計
平成 26 年	18.6	0.1	3.8	4.4	119.0	57.8	10.5	14.6	228.8
平成 27 年	8.8	0.1	0.1	0.0	45.3	32.3	2.6	27.6	116.8
平成 28 年	1.6	0.0	0.1	0.0	64.3	117.6	58.6	0.2	242.4
平成 29 年	4.5	0.6	0.4	0.6	59.5	88.2	363.8	0.0	517.7
平成 30 年	4.7	0.9	0.6	13.1	75.6	50.5	139.0	0.0	284.3
前年比(%)	105.4%	142.0%	129.9%	2018.1%	126.9%	57.3%	38.2%	0.0%	54.9%
構成比(%)	1.7%	0.3%	0.2%	4.6%	26.6%	17.8%	48.9%	0.0%	100.0%

※植林には、耕作放棄地により非農地証明等で処理された場合を含む。